
専決処分の報告について

1 訴えの概要について

- (1) 原告 青森市立中学校卒業生（令和5年3月卒業）
- (2) 被告 青森市 代表者市長 西 秀記
- (3) 訴えの内容
 - ① 原告は、中学校在学時にいじめを受けていた。
 - ② 被告は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ重大事態の調査を懈怠した。
 - ③ 国家賠償法上の違法にあたる。
- (4) 請求額 55万円

2 専決処分及び和解の期日について

- (1) 令和6年10月7日(月) 弁護士立会いのもと、当該生徒、保護者と教育委員会が面談し、いじめ被害の申立てを確認
- (2) 令和6年11月7日(木) ・和解に係る専決処分
・第6回弁論準備手続期日において和解成立

3 和解の内容について

- (1) 市は、第三者委員会又は第三者を加えた調査委員会を設置し、相手方を対象とする、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び第2号のいじめ重大事態の調査を行う。
- (2) 相手方は、市に対する、その余の請求を放棄する。
- (3) 相手方及び市の間、本件に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 今後について

青森市いじめ防止対策審議会条例に基づき、青森市いじめ防止対策審議会に調査部会を置き、調査を行う。

住所・氏名等の個人情報については、
プライバシー、人権への配慮から非公表